

○個人輸入された無承認無許可医薬品の監視指導について

(平成14年10月31日)

(医薬監麻発第1031001号)

(各都道府県・各政令市・各特別区薬務主管部(局)長あて厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知)

標記について、個人輸入によって購入された無承認無許可医薬品の友人間等での譲渡が疑われる事例が報告されているが、無承認無許可医薬品の授与等は薬事法第55条第2項に違反することを改めて関係者へ周知していただくとともに、個人輸入代行業者と称する無承認無許可医薬品販売業者等に対して遺漏のないよう指導・取締りを行っていただきたい。